

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学校保健安全法等諸法令
- ・小学校学習指導要領
- ・さいたま市学校教育ビジョン
- ・さいたま市小学校教育課程編成要領
- ・さいたま市の学校教育推進の指針・指導の努力点
- ・さいたま市学校健康教育必携

**学校教育目標**  
 自分と共に他の人を大切にする子どもの育成—自他共愛  
 ○明るく元気な子    ○なかよくする子  
 ○かんがえる子    ○つたえあう子

- ・児童の実態
- ・地域の実態
- ・教師の願い
- ・保護者の願い

**学校保健目標**    自分の健康に関心を持ち、進んで心身の健康づくりに取り組む子どもの育成

**重点目標**    自らすすんで健康な生活を実践できる態度、意欲を育てる。  
 ○基本的な生活習慣の確立    ○はみがきの徹底

学年保健目標	
1・2年	基本的な生活習慣を身につけ、自分の身体の異常がはっきり言える態度を育てる。
3・4年	自分の体の発育・発達に関心を持ち、身近な生活において健康で安全な生活ができる能力を育てる。
5・6年	けがの防止、心の健康及び病気の予防について理解し、健康で安全な生活ができる能力と態度を育てる。

**組織活動**  
 学校保健を円滑にするために理解と協力をはかる。

- ・学校保健委員会
- ・保健部職員
- ・児童保健委員会
- ・家庭との連携
- ・地域との連携
- ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師、PTA、学校職員(年2回開催)
- ・保健主事、養護教諭、各学年保健部(健康診断、学校保健委員会の準備等)
- ・水道の石けん配布、児童朝会発表、健康のPR等
- ・学校だより、保健だより、PTA広報誌、学年学級通信等
- ・市健康教育課、市立教育センター、保健所等

**保健教育**

**保健管理**

健康な生活ができる態度や習慣を身につけさせる。

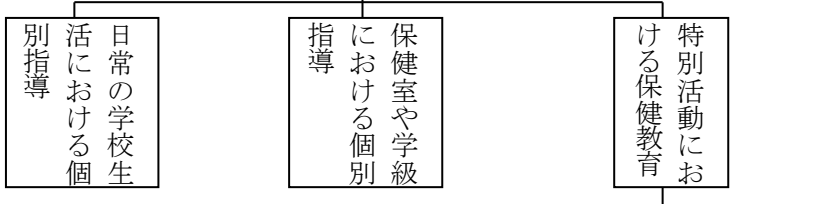
毎日の生活に必要な知識を理解させる。

**対人管理**

- (1) 健康診断、事後措置
- (2) 新体力テストとその活用
- (3) 健康観察、健康調査
- (4) 疾病予防
- (5) 救急処置
- (6) 特別な配慮を要する児童の管理

**対物管理**

- (1) 日常点検
- (2) 安全点検 (毎月10日)
- (3) 環境美化
- (4) 施設管理
  - ①飲料水    ②プール
  - ③トイレ、手洗い場
  - ④ごみ、危険物倉庫
  - ⑤体育施設等
- (5) 用具の管理
  - ①机、椅子
  - ②黒板、照明器具等
- (6) 学校給食の衛生管理



児童活動	学校行事	学級指導
保健安全に関する技能、態度を身につけ、健康な学校生活をすすんで送れるようにする。 (1) クラブ活動 (2) 学級活動 ・学級における健康安全の問題を解決する実践的態、能力を育てる ①係活動 ②日直等 (3) 児童会活動 ・学校生活における健康安全の問題を自ら解決する実践的態度を育てる。 ①代表委員会 ②各委員会 ③集会活動等	学校生活に変化と秩序を与える集団活動により、児童の心身の健全な発達と学校生活の充実に努める。 (1) 儀式的行事 ①入学式 卒業式 ②離任式等 (2) 学芸的行事 ①児童集会 (3) 体育的行事 ①運動会 ②持久走大会等 (4) 遠足的行事 ①遠足 ②少年自然の家 修学旅行 (5) 保健安全的行事 ①避難訓練 ②一斉下校 ③健康診断 ④発育測定 (6) 勤労生産的行事 ①大掃除 ②栽培等	良い人間関係をつくと共に、心身の健康を増進させ、生活に必要な行動を身につける。 (1) 適応に関する指導 (2) 保健・安全に関する指導 (3) 給食に関する指導 (4) 図書館に関する指導 (5) その他の指導

- ・体育・保健領域(3〜6年)：毎日の生活と健康、けがの防止、心の健康、病気の予防
- ・体育：健康安全に留意して運動を行う態度・習慣を図る
- ・社会・理科・家庭科・図工・総合等：教科の学習を通して保健・安全の知識技能を図る
- ・道徳：健康で安全な生活を営むのに必要な道徳的態の育成・生命尊重・健康の増進・身の回りの整理整頓
- ・その他：朝の会・帰りの会・始業前・日常の指導等